地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 495,900千円のうち

(歳入)　・地方消費税交付金(社会保障財源化分)　237,400 千円

(歳出)　・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　5,459,928 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　(単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	243,438	19,367		48,580		175,491
		3.老人福祉費	654,737	2,882		31,580	89,073	531,202
		4.社会福祉施設費	19,566			1,438		18,128
		5.人権・同和対策費	11,079	713				10,366
		6.重度障害者医療対策費	91,089	37,724		15,000		38,365
		7.障害者対策費	893,780	650,526		10,765	33,386	199,103
		8.介護保険対策費	456,670			10,000	64,143	382,527
		9.地域支援事業費	133,813	3,794		122,258		7,761
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	51,574	6,719		1,001		43,854
		2.児童措置費	681,428	475,348				206,080
		3.子ども医療対策費	87,239	40,893		1,800		44,546
		4.ひとり親家庭等医療対策費	19,811	9,709		200		9,902
		5.民間保育所費	552,971	338,368		58,028		156,575
		6.一般保育所費	411,620			57,871	50,799	302,950
		7.広域保育所費	21,287	13,022		3,198		5,067
		9.放課後児童対策費	55,313	35,631				19,682
		10.地域子育て支援事業	28,596	13,585				15,011
	3.生活保護等対策費	1.生活保護等総務費	65,465	15,688				49,777
		2.扶助費	664,526	515,187				149,339
4.衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	159,798	5,890		30,035		123,873
		2.予防費	110,440	4,141		790		105,509
		3.健康増進対策費	42,706	2,984		6,492		33,230
		6.食育対策費	2,982	423		17		2,542
合計			5,459,928	2,192,594	0	399,053	237,400	2,630,881

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費費税引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。